

令和3年度（2021年度）第3次定期監査結果に係る注意事項の公表

令和3年（2021年）6月1日から8月25日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和3年（2021年）9月24日

熊本県監査委員事務局

① 行政

事項	内容	課題数
事務処理	平成30年度(2018年度)及び令和元年度(2019年度)に発生した職員の手当の返納金について、返納未済であることに気付かず、その後の収納手続きが行われていないものがある。	2
	市町村交付金返還金の返納期限の約5か月後まで返納未済であることに気付かず、返納手続きが遅れたものがある。	1
	法律に基づき、一定規模の工事を行う場合は着手前に県に届出を行わなければならないところ、県の工事において、過去約3年間を調査した結果、多数の未届事案が判明している。	1
	債権回収において、相続に関する民法の規定の解釈誤りにより、必要のない相続放棄手続きを行わせた結果、損害賠償を要する事案が生じている。	1
個人情報情報の取扱い	誤って個人情報を貼り付けた資料を報道機関に提供するとともに、県ホームページに掲載し、約5分間、閲覧可能な状態となっていたものがある。	1

② 収入

事項	内容	課題数
未収金対策	徴収努力はなされているものの、未収金が増加している。	5
	補助金返還を要する事例のうち、新たに未収金となっているものがある。	2
収入手続	本の出版に伴う原稿料について、出版した年度末までに収納すべきところ大幅に遅れている。	1
現金出納	人事異動した会計職員等が保有していた現金領収書の未使用のページが廃棄処理されていないものが複数年度にわたり多数ある。	1
収入証紙事務	収入証紙消印記録簿が適正に作成されていない。	1
	申請等手数料について、誤って申請を二重に受け付けた結果、誤徴収となったものがある。	1

③ 支出

事 項	内 容	課題数
支出事務	財務会計システムでの入力誤り等により、支払額及び支払相手先を誤っているものがある。	4
	需用費の支出について、代金を相手方の請求書提出から15日以内に支払うべきところ、これを過ぎて支払っている。	1
	委託料の支払いにおいて、所得税等の源泉徴収を行うべきところ、これが行われていない。	1
	支払漏れにより、過年度支出を行っている。	3
委託契約事務	委託業務の実施に当たり、契約手続きが遅延している。	1
	業務の一部が第三者へ再委託されているが、県の承認手続きが行われていない。また、契約内容変更に必要な事務処理が行われていない。	1
補助金等の事務処理	給付金の交付決定に当たり、申請者の世帯区分の転記を誤ったため、給付額に過不足が生じているものがある。	1
	補助事業による取得財産処分に伴う事業実施者からの返還金の算定を誤り、過納となったため、返還している。	1
	令和元年度(2019年度)国庫補助事業において、国への実績報告額を誤った結果、残余金が生じ、翌年度に返還している。	1
	市町村への交付金の算定の対象を誤った結果、過去5年分を追加交付している。	1
旅費の事務処理	交通手段や運賃の誤りにより、誤支給が生じている。	2

④ 物品

事 項	内 容	課題数
公用車の毀損	公用車による自損事故が発生している。	1
物品管理	郵便切手について、令和2年度(2020年度)の期首繰越高が前年度末残高と一致しておらず、また、前年度の出納簿及び需要伝票が確認できない。	1
	行政財産使用許可を受けて入居している団体による県有物品の使用に関する貸付契約等が確認できない。	4
	一般備品を亡失している。	2
	重要備品として登録すべき物品が登録されていない。	1

⑤ 財産

事 項	内 容	課題数
財産管理	執務室に在席する団体に対する行政財産使用許可が行われていない。	1
	県が管理する通路の側溝の鉄板製蓋が折れ曲がったこと等により、自動車が増傷する事案が2件発生し、賠償金を支払っている。	1